平成２９年（フ）第１２４号
長野県塩尻市大字洗馬2446番地３
債務者　吉村　孝嘉
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４１号
長野県諏訪市杉菜池1950番地
債務者　後町　文章
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４７９号
京都市下京区楊梅通新町東入上柳町223番２プレサンス京都烏丸爛都504号室、住民票上の住所奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３中登美団地Ｄ33―401号
債務者　田中　伸治
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９１号
京都市右京区西院矢掛町21番地　シュール西院601
債務者　谷口　裕美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
高知県須崎市安和1068番地４　安和改良住宅７号
債務者　寺村　一代
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第７７号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目18番９－２号
債務者　川下　ナナ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２８号
岩手県北上市村崎野14地割432番地61
債務者　橋本　邦宣
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第８５号
金沢市京町３番45号　エピナール102号、従前の住所福井県南条郡南越前町西大道第17号６番地の４
債務者　関　多栄子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２０号
福井県坂井市丸岡町北横地第19号３番地29
債務者　本多　健郎
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
福井県越前市北府２丁目２番７号
債務者　加登　松樹
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
福井県越前市萱谷町第26号20番地
債務者　西澤真奈美（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
三重県多気郡大台町上三瀬197番地５、住民票上の住所三重県多気郡大台町上三瀬196番地２
債務者　中川　文子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県宍粟市一宮町伊和598番地３
債務者　中村ツルヨ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２１号
兵庫県加古川市別府町新野辺2954番地
債務者　中村　真樹
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第５６号
佐賀県唐津市浦5554番地14
債務者　元浦　美絵
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２０３号
神奈川県秦野市曽屋5397番地の８
債務者　大川　和男
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３２０号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―18―303
債務者　吉沼　妙子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部